

平成29年度 けやきの村居宅介護支援事業所事業計画

けやきの村居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念の下、利用者等の意思及び人格を尊重しながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう適切な居宅介護支援を提供し、利用者及び地域から信頼される事業所を目指すため、次の事業を行う。

1. 事業の目的及び方針

(1) 目的

要介護状態にある利用者に対し、自立支援に向けた適正な居宅介護支援を提供する。

(2) 方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に居宅介護支援を提供する。
- ② 要介護者等の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- ③ 関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、総合的な居宅介護支援の提供に努める。

2. 運営管理

- (1) 居宅介護支援事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、提供する居宅介護支援の質の向上に努める。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努める。
- (3) 適正な数の利用者を確保し、事業収支のバランスの均衡を図れるよう努める。
- (4) 制度改正等の情報収集に努め、適切に対応する。
- (5) 職員の質の向上に努める。
- (6) 居宅介護支援業務についての自己評価を行い、自己研鑽のための指針とする
- (7) 業務で車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し事故防止に努める。

3. 緊急時の対応

居宅介護支援提供時において、利用者の病状の急変及び緊急事態等が発生した場合には、速やかに医療機関及び関係者に連絡する等、適切に対応する。

4. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「社会福祉法人けやきの村・個人情報に関する基本方針」に基づき十分な配慮を行う。

5. 苦情への対応

居宅介護支援に関する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応する。

6. 職員の健康管理

職員には定期的に健康診断を受けさせ、健康状態の管理に努める。

7. 職員研修

介護支援専門員としての専門性と資質の向上を図るため、地域ケア会議を始めとする各種研修会に職員を参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会等を実施する。

8. 認定調査

福島市等からの業務委託による要介護認定に伴う認定調査については、適正に調査を行い、提出期限までに提出する。